

# 消 防 計 画

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この計画は、\_\_\_\_\_の防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第 2 条 この計画は、\_\_\_\_\_に勤務し又は出入するすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第 3 条 防火管理者は、\_\_\_\_\_とし、この計画についての一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、避難、避難訓練の計画とその実施
- (3) 建物等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指導監督
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) 管理権限者に対する助言及び報告
- (7) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第 4 条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正、変更の都度）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

## 第 2 章 予防管理対策

(予防管理組織)

第 5 条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者及び点検検査員を別表 1 のとおり指定する。

(火元責任者の業務)

第 6 条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理

(3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置

(4) 防火管理者の補佐

(点検検査員の業務)

第7条 点検検査員は次の業務を行うものとする。

(1) 点検検査員は、消防用設備等について別に定める点検票に基づき点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

(保守点検の時期)

第8条 保守点検の実施時期は次のとおりとする。なお、保守点検については、業者委託とし別途契約とする。

点検実施月	実 施 月			点 検 員
	外観点検	機能点検	総合点検	
消防用設備	月	月	月	_____と 「保守点検契約」を 結び点検、整備を実 する。
	月	月		
消火設備	月	月	月	
	月	月		
警報設備	月	月	月	
	月	月		
避難設備	月	月	月	
	月	月		
その他の設備	月	月	月	
	月	月		

(点検検査結果の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、点検検査の結果を「防火対象物維持台帳」に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、\_\_\_\_年に1回富津市消防長に報告しなければならない。

### 第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 改装、模様替え等を行うとき
- (4) その他防火管理上必要な事項

(従業員の遵守事項)

第11条 \_\_\_\_\_に勤務するすべての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。

- (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等はせずその機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

(火気使用時の遵守事項)

第12条 火気等を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房内は常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前、使用后必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行なう者は、火気管理について防火管理者の指示をうけること。
- (4) 終業時には、吸殻等を指定場所へ集めること。

#### 第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第13条 自衛消防組織として\_\_\_\_\_を自衛消防隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を別表2のとおり指定する。

係 別	任 務 内 容
隊 長	○ 自衛消防隊の各係員に対し、指揮命令を行うとともに消防隊と密接な連携を図る。 ○ 避難状況の把握を行う。
指揮係	○ 隊長を補佐し指示、命令の伝達にあたる。
通報連絡係	○ 消防署に対する通報及び事業所内への放送等を行う。 ○ 出火の報知及び消防隊への情報の提供にあたる。
消火係	○ 消火器具及び設備を用い消火作業にあたる。
避難誘導係	○ 非常口等を開放し避難誘導にあたる。 ○ 避難器具の設定、操作にあたる。

(避難経路図等)

第14条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図（別表参照）を作成し、従業員すべてに周知徹底しなければならない。

#### 第5章 震災対策

(震災予防措置)

第15条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査に合せて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物や建物に付随する施設（看板、窓枠、外壁等）及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査

(2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置  
についての作動状況の検査

(3) 危険物施設における危険物物品等の転倒、落下等の有無の検査

(地震後の安全措置)

第16条 各火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い  
防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用開始すること。

(震災に備えての準備品)

第17条 震災に備え次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 非常食（2～3日分）
- (4) 飲料水
- (5) その他必要なもの

(地震時の活動)

第18条 地震時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害状況を場内放送等により全従業員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。また関係防災機関（消防署、市役所等）からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 広域の避難場所は「\_\_\_\_\_」（別表参照）とする。
- (4) 広域避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

## 第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施時期及びその内容)

第19条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

実施日及び内容 対象物	実施月	内 容
全従業員	月	(1) 消防計画の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項
新入社員	その都度	(3) 従業員各自の任務及び責任の周知徹底 (4) 震災対策に関する基本的事項 (5) その他火災予防上必要な事項

(訓練の実施時期及びその内容)

第20条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

訓練種別	実施月	訓練内容
総合訓練	月	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請すること。
部分訓練	消火	消火器具の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	通報	消防機関(119)への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
	避難	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。

※消火、避難訓練は年2回実施する。(総合訓練含む)

(訓練の実施報告)

第21条 防火管理者は、前条に定める訓練を実施する場合は予め「消防訓練実施届出書」を消防署に提出するものとする。

付 則

この消防計画書は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から実施する。

別 表 1

火災予防管理組織編成表

防火管理者	担当区域	火元責任者
	自主点検検査別	担 当 者

別 表 2

自衛消防隊長	係 別	担 当 者
	指揮係	
	通報連絡係	
	消火係	
	避難誘導係	